

第7章 計画の推進方策

この計画は、県計画の基本理念やビジョン・戦略等を踏まえた圏域別の医療連携体制等を具体的に記した計画であり、この目標を実現するためには、県・市町をはじめ、保健・医療・福祉関係機関、地域住民一人ひとりが一体となって、取り組む必要があります。

1 地域医療連携計画の周知と情報提供

この計画の内容は保健、医療、福祉という広範な分野に及んでいることから、地域住民をはじめ市町村、関係機関に十分な周知を図り、計画に対する理解・協力を得るよう努めます。

インターネットをはじめとした様々な情報伝達手段を用いて、保健医療に関する施策・制度の周知に努めるほか、統計データなど各種情報の提供を行います。

2 計画の推進体制と役割

(1) 鹿児島県

ア 県医療審議会

医療法第72条に基づき、県保健医療計画の策定や医療提供体制の確保に関する重要な事項を調査審議し、本県の保健医療行政に反映するため、県医療審議会を設置しています。

医療提供体制の確保に関する重要な事項を調査審議し、本県の保健医療行政に反映します。

イ 県地域医療対策協議会

医療法第30条の23第1項に基づき、県民の健康を増進するため、関係機関相互の連絡調整のもとに、総合的な保健医療体制についての基本計画の策定やその実施体制の確保を目的として、県地域医療対策協議会を設置しています。

本協議会には、専門的な事項について協議するため、保健医療の各分野ごとに委員会が設置されています。

計画の着実な推進のため、計画に示された基本的な方向に沿って具体的な施策の検討や数値目標を含めた計画の進捗管理を行います。

ウ 地域保健医療福祉協議会

今回策定した県保健医療計画の基本方針に沿って、二次保健医療圏における具体的な方策を示すため、地域医療連携計画を策定します。

二次保健医療圏においては、この地域医療連携計画の推進を図る必要があるため、地域振興局・支庁ごとに設置した保健医療等の関係者で構成される地域保健医療福祉協議会において、計画の策定・進捗管理を行います。

(2) 市町

保健医療サービスの提供に当たっては、福祉分野などとの連携を図ることが不可欠であることから、住民に身近なところでの保健・福祉サービスを提供している市町と県とが相互に連携し、一体となって施策を展開する必要があります。

(3) 保健医療関係機関等

地域の医療機関，医師会，歯科医師会，薬剤師会，看護協会，栄養士会などをはじめとする保健医療福祉関係機関・団体は，地域の保健医療福祉の推進に大きな役割を果たしています。

計画の推進に当たっては，地域の保健医療福祉の関係機関・団体からの積極的な協力が得られるよう，より一層の連携・協力体制の確立を図っていきます。

(4) その他

この計画に基づき，事業を実施するため，必要に応じ，市町村，官公署，医療保険者，医療提供施設の開設者又は管理者に対して，医療機能に関する情報等の提供を求めていきます。